

第8号議案 定款の改正について

(社)東京都トライアスロン連合定款を下記のように改正します。

改正案	現行
<p>第2条 この法人は、事務所を東京都三鷹市下連雀三丁目4番12号911に置く。</p>	<p>第2条 この法人は、事務所を東京都中野区中野五丁目4番4号に置く。</p>
<p>第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 (1) 正会員 都内市区町村におけるトライアスロン関連競技を統括する団体の代表者及び理事会の承認を受けた団体の代表者で、理事会に於いて選任され総会で承認を受けた者 (2) 登録会員 東京都におけるトライアスロン等の愛好者が、この法人の目的に賛同し、入会をした者。 (3) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体 (4) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする</p>	<p>第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。 (1) 正会員 東京都におけるトライアスロン等の愛好者がこの法人の目的に賛同し、入会をした者。 (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人又は団体 (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者 2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする</p>
<p>第8条 この会員の会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 年額 4,000円 (2) 登録会員 年額 4,000円 (3) 賛助会員 年額一口 10,000円 2 名誉会員は会費を納めることを要しない。 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない</p>	<p>第8条 この会員の会費は次のとおりとする。 (1) 正会員 年額 4,000円 (2) 賛助会員 年額一口 10,000円 2 名誉会員は会費を納めることを要しない。 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない</p>
<p>第33条 この法人の事業推進のため、区市町村ごとに主に登録会員で構成する地域組織を設ける。</p>	<p>第33条 この法人の事業推進のため、区市町村ごとに主に正会員で構成する地域組織を設ける。</p>

附則 この定款は東京都教育委員会の認可のあった日(年 月 日)から施行する。但し、第6条第一項第一号の改正規約の正会員が、理事会に於いて選出され総会で承認を受けるまでは第6条、第8条、及び第33条の改正規定は、従前のおりとする。